

DVに関する法制度

国名及び調査対象地域	シンガポール
作成者氏名及び所属	坂巻智香 (Vanilla Law LLC)
作成日	2026年3月

目次

I. DV被害に関する法制度の概要.....	2
1 DV被害に関する法的保護.....	2
2 DVの定義.....	2
3 DVに関するその他各種法令.....	3
II. DV関連の司法手続.....	5
1 警察による加害者への対応.....	5
2 DV被害者が緊急時に取り得る司法手続.....	6
3 2の手段を講じた場合に加害者側が取り得る手続.....	11
4 DV被害者が加害者に対し生活費等を請求したい場合の司法手続.....	13
5 DVがある場合の離婚手続.....	15
6 DV被害者が親権（監護権）の変更を求めたい場合の司法手続.....	17
7 子と共にDV被害者が転居したい場合の司法手続（国内転居の場合及び国外転居の場合）.....	19
8 DV被害者が子との交流の方法を変更したい場合の司法手続.....	21
9 弁護士への依頼.....	22
10 在留資格.....	24
11 その他のDVに関する司法手続.....	25
III. DV被害者が他方の親の同意なく子連れで国外に移動した場合、ハーグ条約等に基づきDV被害者が子と共に元いた国（調査対象国）に帰国する場合について.....	26
1 DV被害者が子と共に国外に移動した際、DV加害者である親が取り得る手段.....	26
2 DV被害者が連れ去り先の国から元いた国へ帰国することとなった場合に、元いた国（調査対象国・地域）でDV被害者を対象とした刑事手続が開始されているか否かを確認する方法.....	28
3 DV被害者を対象とした刑事手続が元いた国（調査対象国・地域）で既に開始されている場合に、DV被害者が元いた国へ帰国することとなった場合に刑事手続を止める方法.....	28
4 DV被害者が元いた国へ帰国することとなった場合に、帰国後の住居や生活費等を確保する方法.....	29
5 その他、DV被害者が元いた国へ帰国することとなった場合に有益な情報.....	29
IV. その他の関連情報.....	30

I. DV被害に関する法制度の概要

※ DVの定義を含む。

※ 法令名を含む。

1 DV被害に関する法的保護

シンガポールにおけるDV関連の重要な法制度としてまず注視すべきは、女性憲章（Women's Charter）である。2025年1月、家庭内暴力（Family Violence、以下、「DV」という。）被害者の保護強化と加害者の更生を促進するため、この女性憲章が改正された。

2 DVの定義

（1）改正点

本改正によりもたらされた最も重要な変更点の一つは、DVの定義の変更である。今回の変更により、DVには身体的虐待だけでなく、性的虐待、言葉による脅迫、監禁、継続的な嫌がらせといった精神的虐待、心理的虐待も含まれることが明確化された。このDVの定義拡大により、特に精神的・心理的虐待といった目に見えにくい形態の虐待を含み、DVの被害者に対する保護範囲が広げられることになり、より多岐にわたるDV被害からの被害者保護が可能となったと言える。

（2）DVの具体的な定義

女性憲章におけるDVの定義に関しては、同第58B条に規定されている。

①身体的虐待（Physical Abuse）

- 身体的苦痛や負傷：相手に痛みを与えたり、怪我をさせたりする行為。
- 脅迫：相手を負傷させると脅したり、死をほのめかして脅迫したりする言動。
- 不当な拘束：本人の意思に反して、部屋に閉じ込めたり、動けないように制限したりする行為。

②性的虐待（Sexual Abuse）

- 性的行為の強要：相手が望まない性的活動を無理やり行わせる、または行わせようとする一切の言動。

③精神的・心理的虐待（Emotional or Psychological Abuse）

- 精神的苦痛：相手を執拗に苦しめる、威圧する、嫌がらせをする、またはひどく困惑させる言動。
- 精神的な害の誘発：相手に精神的なダメージを与える行為。これには、自殺願望を抱かせたり、自傷行為に及ばせたりすること（あるいはそうなることが合理的に予

想される行為)が含まれる。

④継続的な嫌がらせ (Harassment)

- 相手が恐怖を感じるような、継続的で執拗な嫌がらせ行為。

(3) DV の対象

女性憲章における「DV」が適用される範囲 (Family Member) は以下の通りである。

- 配偶者 (夫または妻)
- 元配偶者 (離婚した相手)
- 子供 (実子、養子、継子問わず)
- 親 (実親、義理の親)
- 兄弟姉妹
- その他、裁判所が家族関係にあると認める親族

3 DVに関するその他各種法令

(1) 女性憲章

主に「家族間」のDVに対する保護と定義を定めている。

- **第 58B 条 : DV の定義**
 - 身体的虐待、性的虐待、精神的・心理的虐待を「家族内暴力 (DV)」と定義している。最新の改正により、精神的な害 (自傷行為への誘導など) も明文化された。
- **第 60 条 : 個人保護命令 (Personal Protection Order, PPO)**
 - 被害者が加害者に対して、さらなる暴力を禁じる「個人保護命令」を裁判所に申請できる根拠規定である。
- **第 61 条 : 緊急保護命令 (Expedited Order, EO)**
 - 差し迫った危険がある場合、PPO の正式な判断を待たずに一時的な保護を受けるための制度である。
- **第 63C 条 : PPO 違反の罰則**
 - 加害者が裁判所が出した保護命令等無視して、暴力を振るった場合、この条項に基づき刑事罰 (罰金や禁錮) が科される。

(2) 刑法 (Penal Code)

一般的な刑法で、DV の暴力行為そのものが、犯罪として処罰される根拠となる。

- **第 323 条 : 自発的傷害罪 (Voluntarily Causing Hurt)**

- 平手打ちや殴打など、相手に痛みや怪我を負わせる行為。DV で最も頻繁に適用される条項の一つである。
- **第 325 条：重傷罪 (Voluntarily Causing Grievous Hurt)**
 - 骨折や視力喪失、20 日以上の激痛を伴う怪我など、深刻な被害を与えた場合に適用される。
- **第 351 条 / 352 条：暴行罪 (Assault / Criminal Force)**
 - 実際に怪我をさせなくても、殴るふりをして恐怖を与えたり、不当な力行使したりする行為。
- **第 74C 条：親密な関係にある者への加重処罰**
 - 2020 年の改正で導入された。配偶者や交際相手（事実婚含む）など、親密な関係にある者に対して傷害を負わせた場合、通常の最大 2 倍の刑罰を科すことができるとする規定。

(3) ハラスメント防止法 (Protection from Harassment Act, POHA)

女性憲章が対象としない非家族間（未婚の交際相手など）でのハラスメントや、執拗な嫌がらせをカバーしている。

- **第 3 条 / 4 条：意図的なハラスメント・不安の惹起**
 - 相手を脅したり、罵倒したりして精神的な苦痛を与える行為を禁じる。
- **第 7 条：不法なストーキング (Unlawful Stalking)**
 - 執拗に付きまとう、自宅付近をうろつく、監視するといった行為を禁じる。
- **第 12 条、13 条：保護命令 (Protection Order)**
 - 女性憲章の PPO は「家族」に限定されるが、この POHA に基づけば、未婚のパートナーや元交際相手に対しても保護命令を申請することが可能となる。
- **第 8B 条：親密な関係におけるハラスメントの加重処罰**
 - 交際相手など親密な関係にある者に対して POHA に該当する行為を行った場合、通常より重い罰則が科される。

(4) その他

児童青年法 (Children and Young Persons Act, CYPA)

- **保護命令 (Care and Protection Order)：** 子供が家庭で虐待を受けている場合、裁判所は子供を安全な場所（里親や児童養護施設）へ移す命令を出すことができる。
- **虐待の処罰：** 子供に対して身体的・情緒的な苦痛を与えたり、性的搾取を行ったりした場合の厳格な処罰が規定されている。

II. DV関連の司法手続

1 警察による加害者への対応

(1) 機関名・連絡先・申込方法

シンガポールの中央警察署にあたる、Cantonment Police Complex は、シンガポールの Outram Park 駅直結に位置する。

住所: 391 New Bridge Road, Singapore 088762

(最寄り駅: Outram Park MRT 駅。出口から徒歩すぐ)

代表電話 (Central Police Division)

- 1800 224 0000 (フリーダイヤル)
- 6557 5076 (一般的な問い合わせ)

もっとも、シンガポール各地にある警察署のどこにおいても、被害届は受け付けているため、この中央警察署に行く必要はない。最寄りの警察署で、被害届を出すことで足りる。

被害届の提出時において、英語に不安がある場合、英語が話せる友人等を同行しても同席させてもらえる場合が多いが、正式な取調べにおいては、自己が連れてきた通訳の同席は、捜査の正確性や真実追求の目的のため、許可されていない。取調べ時の通訳の手配は、警察が行うことと決まっている。

(2) DVの通報があった場合の警察の対応

他の刑事事件と同様、通報があった場合、すぐに警察が現場に駆けつけてくれる。

もっとも、警察が正式に立件した場合、加害者を逮捕するという流れとなるため、身内（家庭内における加害者＝配偶者）に、逮捕者が出ることを被害者が躊躇する場合、警察に立件しなくて良い（つまり警察の介入は不要である）、と伝える被害者も多く、結局その後 DV が継続してしまう、というのも現実には多々ある。

事件として立件された場合、警察での捜査を行ったのち、当地の検察にあたる AGC (Attorney-General's Chambers) に送検され、検察が起訴、不起訴の判断を行うことは日本と同様である。

(3) 保護命令等を守らない加害者に対する警察の対応

PPO 等の裁判所による保護命令が出た場合において、加害者が引き続き被害者側への接触等を試みた場合、女性憲章の違反に該当するため、即座に警察への被害届の提出が可能である。その場合、警察は、PPO 違反に基づいて、加害者を被害届の受理のみで、逮捕することが可能である。

(4) 外国人被害者への配慮

被害者が外国人であっても、これらの手続を利用することはもちろん可能である。また、警察の取調べ手続においては、被害者も加害者も、取調べ時に通訳が手配されるため、コミュニケーションの問題はない。

また、外国人に限定したサポートではないが、当地の女性支援団体 AWARE (Association of Women for Action and Research) においては、ボランティアでの警察署 (裁判所も) への同行サポート等を行っており、一人で警察署に行くことに不安がある場合は、こうしたサポートをお願いしてみるのも良いと考える。もっとも、同行者は、取調室に入ることは許可されていないため、警察署の待合室までの同行サポートとなる。

AWARE Singapore オフィシャルサイト: <https://www.aware.org.sg/>

Women's Helpline (女性専用ヘルプライン)

1800 777 5555 (月～金: 10 a.m. – 6 p.m.)

DV、離婚、生活費、法的問題など、女性が直面するあらゆる問題について相談できる。カウンセリング、無料法律相談サポートなども行っている。

(5) その他

当地の警察が提供する DV に関する情報は、以下のリンクから。

<https://www.police.gov.sg/Advisories/Family-Violence>

2 DV被害者が緊急時に取り得る司法手続

※ DV被害者又は近親者への保護命令等を含む

(1) 警察への通報

最も緊急で対処が可能なのは、上記の警察への被害発生時の通報である。日本の 110 番と同様であるため、助けを求めれば、即時に駆けつけてくれる。

また、現場に駆けつけてもらうということを望まなくとも、DV 発生直後 (当日や翌日) に警察において被害届を提出すれば、それがのちに DV 被害があったことの証拠ともなり、PPO 申請時や離婚手続時においても有用となる。

(2) 裁判所での手続

警察への通報後の、次のステップとして検討すべきは、被害者をさらなる危険や攻撃から守るため PPO 等を申請することである。かかる PPO は、女性憲章第 60 (A) 条を根拠として行うことができ、加害者が被害者に対して DV を行使することを抑制する重要な役割を果たす。PPO 以外にも、種々の命令 (Order) の申請が可能であるため、以下概要を述べる。

①個人保護命令 (Personal Protection Order, PPO)

加害者がDVを行使することを禁止する。裁判所が、DVが発生した、または発生する可能性があり、かつ（前述のように）家族構成員の保護または身体的安全のために保護命令が必要であると判断した場合に、PPOが発令される。

PPOには、加害者が他の者に対し、家族に対するDVを扇動または幫助することを禁止する条項を含めることもできる。「他の者」とは家族外の者を指す場合があり、例えば加害者の友人などが、これに該当する。

②緊急保護命令 (Expedited Order, EO)

この緊急保護命令は、裁判所の審理を経ずに発令される緊急かつ一時的なPPOである。女性憲章第61条に基づき、DVの差し迫った危険があると裁判所が認めた場合、PPO申請が係属中であっても、裁判所はEOを発令する権限を有する。

このEOは送達日から28日間有効であるが、裁判所により期間延長が可能である。

EOの有効期限が切れた場合、第二のEOを発令することができる。

③住居排除命令 (Domestic Exclusion Order, DEO)

女性憲章第60B条(2)(a)項に基づき、住居排除命令は、家族が居住している家屋への加害者の立ち入りを禁止するものである。DEOは、住居全体または特定の部分のみへの立ち入りを禁止することが可能である。

DEOは住宅の所有権や権利に影響を与えず、例えば、夫が住宅の唯一の所有者であっても、夫を当該居所から排除するために発令することが可能である。

④接近禁止命令 (Stay Away Order, SAO)

接近禁止命令は、加害者が家族構成員の自宅外や家族構成員が頻繁に訪れる場所への立ち入り及び滞在を禁止する。対象区域の例としては、家族構成員の職場や、その家族構成員が子供を通わせている学校などが挙げられる。また、接触禁止命令 (No Contact Order, NCO) は、加害者が家族構成員を訪問したり連絡を取ったりすることを禁止する。

⑤カウンセリング命令 (Counselling Order, CGO)

カウンセリング命令は、PPO申請の当事者をカウンセリングに付託するもので、PPOと同時に発令される。カウンセリングは家族支援機関で実施され、子供（いる場合）も参加が必要となる場合がある。CGOでは、加害者に対しカウンセリングやその他のプログラム（子育てプログラム、家族療法、介護者訓練など）への参加を義務付ける場合がある。

(3) ハラスメント防止法に基づくPOとPPOの違い

前述したハラスメント防止法に基づく保護命令（以下、「PO」という。）の申請も選択肢の一つである。ただし、このPOは女性憲章に基づくPPOとは、以下の点において異なる。

PP0 と P0 のいずれも、申請者またはその子供を暴力から保護する点は同様である。しかし、PP0 は家庭内での暴力からの保護を提供するのに対し、P0 は脅迫や虐待的な言葉・行為、不法なストーキングなどの嫌がらせ関連行為からの保護を目的とし、PP0 より軽度な行為も保護の対象としている。

PP0 は家族に対してのみ申請可能であるが、P0 は家族と非家族構成員（友人、同僚、見知らぬ人など）の両方に対して申請が可能である。近年日本でも問題となっている、デート DV、元恋人からの DV、ストーキングなども対象となるといえる。

（４）裁判所の判断が出されるまでの期間

PP0 申請から Order が下されるまでの手続と期間の概要は以下の通りである。

① 申請 (Application) - 【当日】

- **場所:** 家庭裁判所 (Family Justice Courts) または特定の家族暴力専門センター (Family Violence Specialist Centre, FVSC)、あるいはオンラインシステム「iFAMs」で行うこと可能である。
- **内容:** 宣誓供述書を作成し、裁判官の前で内容が正しいことを宣誓する。
- **緊急時:** 危険が差し迫っていると判断されれば、この段階で E0 (緊急保護命令) が、通常は即日 (または数日以内) に発行される。

② 送達 (Service of Summons) - 【1～2 週間後】

- 裁判所から加害者に対し、申請があったことと出廷日の通知 (召喚状) が送られる。

③ 出廷・メンション (Case Mention) - 【3～4 週間後】

- 裁判所で最初の顔合わせが行われる。
- **加害者が DV を認める場合:** その場で PP0 が発行され、手続終了。
- **加害者が否認する場合:** 裁判 (公判) に向けた準備期間 (証拠の提出など) に入る。

④ カウンセリング・調停 (Mediation) - 【出廷・メンション後数週間】

- 裁判所が、解決の糸口を探るために専門家によるカウンセリングや調停を命じることがある。ここで合意に至れば、裁判なしで PP0 が発行されることもある。

⑤ 裁判・公判 (Hearing/Trial) - 【申請から 2～4 ヶ月後】

- 合意に至らない場合、正式な裁判が行われる。双方が証拠（診断書、写真、証言）を提出し、裁判官が PPO の必要性を判断する。

（５）裁判所の判断が効力を有する期間

PPO は、基本的に『さらなる命令があるまで (Until further order)』有効とされる。つまり、一度発行されると、以下のいずれかが起こるまで無期限に継続するのが一般的である。

- 加害者もしくは被害者が取消し (Rescission) を申し立てた場合：
被害者が「もう安全になった」と判断したり、関係が完全に修復されたと裁判所が認めた場合に、取消し手続を行う場合。
- 加害者もしくは被害者が変更 (Variation) を申し立てた場合
条件を緩める、あるいは強めるなどの変更が行われる場合。
- 裁判所が個別に期限を設定した場合
非常に稀だが、裁判官が「1 年間のみ有効」といった特定の期間を指定することもある。

EO は、PPO が発行されるまでの「つなぎ」として、被害者を保護することを目的として発令されるため、通常 28 日間（または PPO の正式な公判日まで）有効とされる。必要に応じて延長（再発行）が可能である。

DEO は、PPO と同時に発行されることが多く、基本的には PPO と同じく「さらなる命令があるまで」有効である。住居の権利関係や離婚手続の進捗によって、裁判所が適宜見直すことがある。

（６）具体的な申立方法

PPO の申請は、保護専門センター (Protection Specialist Centres, PSC)、または家庭裁判所内にある、家族保護センター (Family Protection Centre, FPC)」の窓口で、直接対面で行うことができる。

FPC や PSC の窓口へ向かう前に、オンラインで申請書のドラフト（下書き）や必要書類を事前に提出しておくことも可能であり、事前にオンラインでドラフトを作成しておく、窓口での手続がスムーズになる。

オンライン申請の URL

iFAMS 公式サイト：<https://ifams.gov.sg>（*ログインには、Singpass（シンガポール居住者が政府機関や民間企業のオンラインサービスにログインする際に使用する、デジタル身分証明・共通 ID システム）が必要である。）

*シンガポールの裁判所は、窓口の職員が非常に丁寧に手続の申請方法などを教えてくれる場合が多いため、申請方法がわからなくても、窓口で直接聞きに行くことも検討されたい。

(7) 弁護士の選任の要否

上記手続には弁護士の選任は必須ではない。

裁判所の職員が協力的に手続の内容を教示してくれる場合も多く、英語でのコミュニケーションに問題がなければ、裁判所において、自己で行うことも可能である。

また、前述の NPO 団体等などでは、手続申請のサポートを行ってくれる団体もあるため、これらの団体の積極的な利用も検討してみると良いと考える。（*これら団体は、基本的には法的アドバイスは行わないが、無料のリーガルアドバイスを提供している団体もある。）

また、裁判所での手続につき、DV 被害者への同行のボランティアサポートも行っており、加害者と裁判所で対面することに恐怖心を覚える被害者が多い中、こうした同行サポートは被害者の精神的なサポートに非常に役立ち、意義のあるサポートといえる。

もっとも、ボランティアの同行者は、弁護士とは異なるため、裁判官との面談等を行うにあたり、一緒に面談室の中に入るなどはできず、あくまで裁判所の待機場所までの同行となる。

(8) 外国人被害者に有益な情報

外国人であることを理由に、特別な制度があるわけではないが、外国人であってもこれらの現地の制度を利用することが可能である。

また、警察においては、通訳のリクエストを行えることは上述のとおりである。

また、上記 AWARE 等の NPO 団体からのサポートについても、外国人であってもサポートが受けられるため、ぜひ利用を検討いただきたい。

その他、無料の法律相談、通訳のリクエストも活用されたい。

外国人に限ったサポートではないが、シンガポール政府公式の相談窓口もある。

National Anti-Violence and Sexual Harassment Helpline (NAVH)

1800-777-0000

オンラインによるレポートの提出 [NAVH Reporting Form](#)

NAVH では、訓練を受けた専門の相談員（カウンセラーやソーシャルワーカー）が以下のサポートを行う。深刻なケースでは、警察やソーシャルワーカーと連携し、被害者の保護や加害者への介入を直接指示する権限を持つ。

- **緊急性の判断:** 今すぐ警察が必要な状況か、あるいは一時保護が必要かを判断する。
- **安全計画の策定:** 相手に気づかれずに避難する方法や、持ち出すべき書類のリストなど、具体的なアドバイスの提供。
- **専門機関への紹介:** PPO の申請をサポートする PSC（保護専門センター：PAVE など）や、一時的に身を寄せるシェルター（保護施設）へ直接つないでくれる。
- **法的情報の提供:** どのような司法手続（PPO、DEO、メンテナンスオーダー等）が利

用可能な等の基本的な情報の提供。

3 2の手段を講じた場合に加害者側が取り得る手続

※ 上記2への不服申立て、出国禁止命令の申請、DV加害者から加害者自身もDVを受けたことを内容とする告訴等

(1) 措置の内容

①刑事手続

他の刑事手続と同様、警察により被疑者として取調べが行われる。DVが言いがかりである、冤罪である、という場合には、きちんとその旨警察に対して、防御する機会は与えられる。シンガポールの警察は、客観的証拠に基づき、かなり詳細かつ公平に捜査を行うため、冤罪として起訴されるということを懸念する必要はない。また、シンガポールの法律上、取調べ時に虚偽の内容を警察に伝えること自体が他の犯罪を構成するため、被害者側が虚偽の内容を警察に訴える（DVはないのにDVをでっちあげる等）ことも考えにくい。

②PPO等の裁判所における手続

ステップ1: 自己がDVの加害者であるとして、手続が開始されると、裁判所から召喚状（Summons）が送達される。これにより手続の開始を、まずは知ることになる。

- **内容:** 誰が申請したか、及び「Court Mention（初回出廷・メンション）」の日時が記載される。

ステップ2:初回出廷（Court Mention）での対応

指定された日時に必ず裁判所へ行く必要がある。

- 内容の確認: 裁判所の職員から、申請者がどのような不服申立て（Complaint）をしているか説明を受ける。
- 回答としては、以下となる。
 - 同意する（Consent）: 申請内容を認め、PPOの発令に同意する。
 - 同意しない（Do not consent）: 内容を否認し、争う姿勢を示す。

ステップ3:同意しない場合（争う場合）

内容に同意しない場合、手続は以下のステップに進む。

- カウンセリング・家族会議: 裁判所からカウンセリングや会議への出席を命じられることがある。
- 証拠の準備: 自分の主張を裏付けるための陳述書や証拠を準備するよう指示が出される。
- 公判（Hearing）: 後日、裁判官の前で正式な裁判が行われ、証拠に基づいてPPOが必要かどうか判断される。

ステップ4:判決後の対応

裁判の結果に納得がいけない場合、高等裁判所に控訴（Appeal）することが可能である。

*PPO の相手方となった場合の手続については、裁判所の以下のページに記載されている。
<https://www.judiciary.gov.sg/family/respond-personal-protection-order-application>

（2）加害者側の措置が効力を有する期間

争う（同意しない）場合の期間は、上述2（DV被害者が緊急時に取り得る司法手続）（4）記載の通りである。

高等裁判所への控訴は、PPO が下されてから 30 日以内に行う必要がある。

（3）DV被害者が取り得る対抗策

相手方（加害者）が PPO の申請を否認し、争う姿勢を見せた場合、前述の通り、手続は「公判（Hearing/Trial）」へと進むため、対抗策は、手続内にて行うこととなる。

被害者が取り得る具体的な対抗策は以下の通り。

裁判所においては、DV の有無、具体的な被害状況、日時等を客観的に証明できる証拠による裏付けが重視される。

- 医療記録（Medical Reports）：体のあざや怪我だけでなく、精神的な苦痛（不眠、不安症など）で受診した記録も有効である。
- 警察のレポート（Police Reports）：過去に通報した記録は、暴力を「継続的なパターン」として立証する強力な証拠になる。
- デジタル証拠：脅迫的な WhatsApp のメッセージ、音声録音、メール、SNS の投稿なども、記録として残しておくといよい。
- 第三者の証言：目撃した友人、隣人、あるいは子供の異変に気づいた学校の先生などの証言書（Affidavit）を提出できるか検討する。

（4）外国人被害者に有益な情報

上記と同様、通訳、現地の NPO、無料法律相談等のサポートを検討されたい。

（*AWARE は、女性のための支援）

4 DV被害者が加害者に対し生活費等を請求したい場合の司法手続

(1) 司法手続の内容

夫婦間の場合であれば、(DVの有無関係なく)生活費の支払いがない場合に、生活費の支払いを要求するメンテナンスオーダー (Maintenance Order、扶養料支払命令) が申請できる。子供がいる場合は、養育費も含めてメンテナンスオーダーの金額が検討・判断される。

手続につき、以下に詳述する。

(2) 裁判所の判断が出されるまでの期間

①手続の概要

ステップ1

iFAMS (Integrated Family Application Management System) に、Singpass でログインし、申請書のドラフトを作成・送信する。

相手の連絡先、勤務先、月々の収支、子供の教育費や医療費の明細などが必要である。

ステップ2: 家庭裁判所、専門センターでの宣誓

上記ドラフト送信後、家庭裁判所の家族保護センター (FPC) へ行き、裁判官や権限のある職員の前で、内容に間違いがないか宣誓を行う。ここで正式に受理される。

ステップ3: 召喚状 (Summons) の送達

裁判所から相手方に、指定された日時に出廷するよう召喚状が送られる。

ステップ4: 初回出廷 (Mention)

- 裁判所で最初の顔合わせ。
- 合意できる場合: その場で命令が下される。
- 合意できない場合: 裁判所が指定する調停 (Mediation) へ進む。

ステップ5: 調停と公判 (Hearing)

多くのケースは調停で解決するが、調停にて解決しない場合は正式な裁判 (Hearing) となり、裁判官が双方の収入・資産・必要経費を考慮して、金額を決定する。

②調停の場合

期間の目安: 約2ヶ月 ～ 3ヶ月

<流れ>

ステップ1: 申請～初回出廷 (Mention): 約3～4週間

ステップ2: 調停セッション: 初回出廷から約2～4週間後

ステップ3: 合意・命令発出: 調停当日、またはその数日後

調停において、お互いが妥協点を見つけられれば、1回または2回の調停で終了する。合意内容は「Consent Order（合意命令）」として、正式な法的効力を持つ。

③裁判（Hearing）まで行く場合

金額の折り合いがつかない、あるいは相手が「支払う義務がない」と主張し続けた場合は、裁判官が最終決定を下す裁判に移行することになる。

裁判手続の期間の目安：約3ヶ月 ～ 9ヶ月以上

<流れ>

ステップ1：調停決裂：申請から約3ヶ月時点

ステップ2：証拠開示（Discovery）：双方の銀行明細や納税記録、支出の証明などを提出し合う（1～2ヶ月）

ステップ3：陳述書の提出（Affidavits）：お互いの主張を文書で提出（1～2ヶ月）

ステップ4：公判（Hearing）：裁判官がすべての証拠を検討し、金額を決定（数日～数週間後に判決）

お互いの資産調査（隠し財産の追及など）が必要な場合、期間はさらに延びる。

④必要な書類（準備しておくトスムーズなもの）

金額の妥当性を証明するために、以下の資料を準備しておくトよい。

- 過去3ヶ月～半年分の給与明細。
- 銀行口座の取引明細（収支の証明）。
- 子供の費用に関する領収書（学費、習い事、保険料など）。
- 家計費のリスト（家賃、光熱費、食費などの月間見積もり）。

（3）裁判所の判断が効力を有する期間

婚姻期間中においては、メンテナンスオーダーにより、婚姻が継続する限りは、生活費の支払い義務を負う。

また、離婚手続においても、配偶者、子供への生活費、養育費が決定されるが、配偶者への生活費（メンテナンス）の保障は、婚姻期間に応じて支払義務の期間が決定し、離婚後永遠に生活費を支払ってもらえるわけではない。離婚後に、仕事を見つけた場合には、その時点で配偶者への生活費の支払いは終了することが通常である。養育費は、通常子供が大学などを卒業するまで義務を負う。

（4）具体的な申立方法

上記（2）①記載の通り。

(5) 弁護士を選任の要否

調停までで終わるのであれば、弁護士選任の必要はないと考える。特に生活費に困窮している場合に、高額な弁護士費用をかけてまで手続を行うことに意義があるのかの慎重な判断が必要と考える。

この裁判手続は、書面、証拠の準備などあり、自己で手続を行うことは非常に難しく、弁護士に依頼する必要性が高い。上記にて明らかな通り、裁判手続には相当程度時間がかかる。時間がかかれば、その分、弁護士費用も高額となり、ここに費用をかけて生活費の額を決めることに本当に意義があるのか、慎重な検討が必要である。

私見ではあるが、より高額な生活費を希望しても、裁判の結果、希望額が確定する保証はなく、さらに高額な弁護士費用を負担することを考えれば、希望額より低くとも、調停にて解決する方が得策ではないかと考える。

(6) 外国人被害者に有益な情報

加害者も外国人の場合、相手方がシンガポール国外へ転勤したり、急に退職して帰国したりするリスクがある。

メンテナンスオーダーが発令される際、同時に「Attachment of Earnings Order (AEO)、給与差押命令」を求めることができるが、これは、相手の勤務先が給与から直接扶養料を天引きし、被害者の口座（または裁判所）に振り込む仕組みで、相手の「払い忘れ」や「意図的な不払い」を防ぐ手段となる。

また、前述の通り、裁判所での手続では、日本語通訳をリクエストしてみるとよい。

正式なメンテナンスオーダーが出るまでには一定期間がかかるため、その間の生活費がない場合、「Interim Maintenance」を申請すれば、数週間～1ヶ月程度で一時的な支払いを開始させる命令が出る可能性がある。

「Interim Maintenance」を申請したい場合は、iFAMS ポータルで申請を行う際、またはその後「Summons for Interim Maintenance」を選択し、なぜ「暫定的」な支払いが必要なのかを説明する陳述書 (Affidavit) を提出する。

5 DVがある場合の離婚手続

(1) 親権（監護権）についての裁判所の判断の傾向

DV が子供の健康、身体に相当な悪影響を及ぼす、緊急の危険を及ぼすということがない限りは、シンガポール裁判所は、共同親権の判決を下す。筆者の経験においても、DV のある夫婦間での離婚手続においても、単独親権の判決となったことはない。

(2) いずれの親が子と同居するかについての判断の傾向

各家庭によって、父親、母親、どちらといるのが子供の福祉に資するかという点は異なるため、必ず母親が監護権を取得する、ということはないものの、母親が中心になって監護（日々の養育）を行っている場合が多いため、母親に監護権が与えられることが多い。もちろん、子供がある程度の年齢であれば、子供の意向を聞いて決定するため、子供が父親との同居（父親の監護権）を望めば、それを考慮した判断が下される。

(3) 養育費についての判断の傾向

シンガポールにおける養育費の判断は、完全な公平性を重視している。

この「完全な公平性」とは、両当事者の収入を基礎にし、養育にかかる費用を収入比で按分する、という計算方法である。

たとえば、父親と母親の収入費が、4：1であり、子供の養育にかかる費用を月額1万ドルであったと仮定する。その場合、父親の養育費負担は、5分の4、母親の費用負担は5分の1となる。つまり、8,000ドルを父親が負担し、2,000ドルを母親が負担することとなる。もっとも、種々の要素を考慮して、また当事者が合意した金額によって養育費が算定されることになるが、上記が基本的なシンガポールの裁判所の考え方である。

(4) 子との交流についての判断の傾向

面会交流権も、子供がDV加害者に対して面会を望んでいない、という場合においても裁判所は積極的に面会権を設定するよう当事者を説得する。その場合、裁判所職員であるカウンセラー同席の下、面会交流が実施され、子供が面会交流時に、中止したいなどの申し出があった場合は、カウンセラーの判断において、中止する場合もあるなど、状況を鑑みたフレキシブルな面会交流が実施される。

また、被害者側の親が加害者側の親による面会交流を望んでいない場合にも、裁判所はその重要性を説いて、被害者側の親を説得し、加害者側の親に面会交流の機会を持たせるよう、働きかける。

面会交流権は、「子供の福祉」であり、また親にとっても共同親権の理念同様、子供に関わる権利でもあるとの理念の下、両親の間の揉め事、問題をもちこむべきではない、という徹底した裁判所の姿勢が見受けられ、非常に公正な対応ではないかと考える。

(5) 外国人被害者に有益な情報

外国人でも利用できるサポート、NPO団体は上述の通りである。

また、これは外国人に限った話ではないが、財産分与や養育費の算定において、配偶者の資産、給与状況は重要な情報となるため、配偶者の当該情報をできるだけ把握しておくが良い。

(6) その他

DV がある場合に注意したい点として、配偶者にのみ DV が行われ、子供に対しての虐待はない（関係は良好）という場合に、被害者が自分のみシェルターに避難した、という場合、暫定的に子供と離れてしまうこととなる。

この期間が長期化し、子供が加害者である親といるという状況に慣れてしまった場合、加害者に監護権を取られてしまう、ということが起こりうる。

自己の身の安全を図ることはもちろん重要であるが、同時に子供と離れてしまうことにより監護権を相手方に取り込まれてしまう危険性なども考慮し、PPO、EO、DEO 等必要なオーダーを取得し、子供と離れることなく、身の安全を図る方法を検討されたい。

6 DV被害者が親権（監護権）の変更を求めたい場合の司法手続

(1) 具体的な申立方法

上記の通り、シンガポールにおいては、共同親権の概念が非常に重要視されているため、これを単独親権に変更するというのは、ほぼないと思われる。

シンガポールで一度決定された親権（Custody）や監護権（Care and Control）を変更するには、裁判所に命令の変更（Variation of Order）を申し立てる必要がある。

シンガポール裁判所は、一度決まった子供に関する取り決めを「安定性（Stability）」の観点から尊重するため、変更を認めるには「状況の重大な変化（Material change in circumstances）」があることを証明しなければならない。

親権変更の手続

ステップ1：申請（Summons for Variation）

- iFAMS または裁判所の窓口を通じて、既存の命令を変更するための申請書（Summons）と、その理由を詳述した陳述書（Affidavit）の提出を行う。
- 陳述書には、「なぜ以前の命令では子供の利益にならないのか」「なぜ変更が必要なのか」を裏付ける証拠（PPO の記録、医師の診断書、学校のレポートなど）を添付する。

ステップ2：相手方への送達と回答

- 申請書が相手方に送られる。相手方はこれに対し、同意するか反論するか（Affidavit in Reply）を選択する。

ステップ3：裁判所による調査（Child Focused Resolution Centre、児童重視解決センター）

- 裁判所は、社会福祉士や心理学者の専門家（Counsellors / Court Family

Specialists) を任命し、子供の状況や両親の家庭環境を調査させることがある。

- この調査報告書は、判事の判断に非常に大きな影響を与える。

ステップ4：調停 (Mediation)

- 子供への負担を減らすため、裁判所はまず話し合いによる解決を促す。ここで合意できれば、新しい命令が作成される。

ステップ5：公判 (Hearing)

- 合意に至らない場合、判事がすべての証拠と調査報告書を検討し、変更が「子供の福祉 (Welfare of the Child)」に適うかどうかを最終判断する。

(2) 弁護士を選任の可否

手続は煩雑となるため、自分で行うには難しい手続と思われる。

(3) 親権 (監護権) の変更に関する裁判所の判断の傾向

前述の通り、シンガポールは共同親権となることがほとんどであるため、そこから単独親権への変更というのはほとんどないものとする。

またDV及び子供への虐待があるような場合には、離婚手続においてその真偽、DV及び子供への虐待の程度などは、十分に審理尽くされているであろうから、子供と同居する親 (監護権者) のDV及び子供への虐待が離婚後問題となることは事実上あり得ない。

あるとすれば、離婚手続中まではDV及び子供への虐待はなかったものの、離婚後、子供と同居する親が子供への虐待をするようになった場合、離婚後に再婚した相手が子供に虐待を行った場合等、限定的なケースかと考える。

命令を変更するには、単なる不満ではなく、「状況の重大な変化」を証明しなければならない。

最近の傾向では、以下の要素が「重大」とみなされやすくなっている。

- **精神的・心理的虐待の認識拡大**：2025年の女性憲章改正により、身体的暴力だけでなく、「暴言、過度な叱責、無視」などの心理的虐待が、監護権変更の強力な理由として認められるケースが増えている。
- **監護親のライフスタイルの劇的変化**：監護親が再婚し、再婚相手と子供の関係が悪化している場合や、仕事の都合で子供を長時間放置 (ネグレクトに近い状態) せざるを得なくなった場合など。
- **子供の意思の尊重**：子供が一定の年齢 (通常10～12歳以上) に達し、現在の生活環境に強いストレスを感じている場合、裁判官による直接の面談 (Judicial Interview) が重視される。

「共同親権」の原則維持

シンガポール裁判所は、離婚後も「重要な決定（教育、医療、宗教）」には両親が関わるべきという共同親権の理念を強く支持しているのは、すでに述べた通りである。

片方の親が「相手と連絡を取りたくないから単独親権に変えたい」と主張しても、よほどの虐待（重大な事項）がない限り、単独親権への変更は極めて認められにくいのが現状である。

（４）外国人被害者に有益な情報

親権（監護権）の変更は、限定的な場合にのみ認められ、外国人被害者であることで何か特別な事情が考慮されることは考えにくい。

（５）その他

監護権を持つ親が、正当な理由なくもう一方の親による子供との面会交流を拒み続けている場合、裁判所はこれを「子供の福祉に反する行為」とみなし、ペナルティを課すだけでなく、監護権そのものを相手に移す（変更する）という強い姿勢を見せるようになっている。

7 子と共にDV被害者が転居したい場合の司法手続（国内転居の場合及び国外転居の場合）

（１）具体的な申立方法

① シンガポール国内における転居

国内での緊急避難：

まず警察へ通報し、前述の PPO と、相手を家から出す DEO を申請する。これにより、シンガポール国内で安全な場所を確保できることとなる。

暫定的な監護権の取得：

裁判所に、子供の「Interim Care and Control（暫定的な養育権）」を申請し、法的に子供と一緒にいる権利を固める。

② シンガポール国外への転居

女性憲章 第 126 条において、離婚手続中や親権・監護権が設定されている場合、もう一方の親の書面による同意なしに 1 ヶ月を超えて子供を国外へ連れ出すことは禁止されている。これに違反すると、最高 5,000 ドルの罰金、または最長 12 ヶ月の禁錮（あるいはその両方）が科される可能性がある。

【国際的な子の奪取に関するルール（ハーグ条約）を念頭に置いた検討】

①加害者の同意の取得

実際は、事前に加害者に同意をもらって、被害者と子供が日本へ帰国を行う場合も多い。子供と国外へ転居したら必ずハーグ条約の問題になるのか、というとはそうではなく、加害者側が子供にあまり執着していなければ、子供と国外に転居したとしても、加害者がハーグ条約に基づく手続きを開始することはないかもしれない。

②裁判所での転居申請（Relocation Application）

子供の転居について加害者の同意が得られそうにない場合は、裁判所に申請（Relocation Application）を行う。

家庭裁判所に申請書と、移住の正当性や詳細なケアプランを記した陳述書（Affidavit）を提出して手続を行う。

ステップ1： カウンセリング・調停： 裁判所は、多くの場合、両親が話し合いで解決できるようカウンセリングや調停を命じる。

ステップ2： 調査報告書： 必要に応じて、裁判所選任の専門家が子供の状況を調査し、移住の是非に関する報告書を作成する。

ステップ3： 公判（Hearing）： 裁判官がすべての証拠を検討し、許可または却下の判決を下す。

（2）弁護士を選任の要否

弁護士を選任しなくては手続が行えないということはないが、Relocation Application には、書面の準備等も必要なため、弁護士選任の必要性は高い。

（3）転居に関する裁判所の判断の傾向

以前は、子供を育てている親（主に母親）が母国に帰りたがっている場合、「親が幸せなら子供も幸せである」という論理で許可されやすい傾向があった。しかし現在の傾向では、親の希望は考慮されるものの、「もう一方の親との関係断絶」というデメリットを上回るメリットが子供にあるかどうか厳しく問われている。

また、シンガポールは、これまで述べた通り、共同親権の理念を非常に重要視している。国外転居は、シンガポールに残される親が、子供の日常生活や教育に深く関わる権利を事実上奪うことになるため、裁判所はこれに配慮した判断を下す。

DV 被害を理由に帰国を希望する場合、以下の点などを主張し、自国（日本など）での生活がシンガポールよりも子供にとって良い環境であることを証明する必要がある。

- 教育： 転校先の学校の確保、言語の問題がないか。
- 住居・生活： 実家のサポート体制、帰国を希望する親の就職先、医療環境。
- 精神的安定： 加害親の近くにいることで子供が受ける心理的悪影響の証拠。

また、日本人であっても、子供がシンガポールで長く育ち、シンガポールに友人も多く、シンガポールの生活に適応している場合（日本に生活の基盤がない場合）、そこから引き離すことの負の影響も懸念され、許可が難しくなる傾向がある。

（４）外国人被害者に有益な情報

外国人でも受けられるサポートは、上記の通り。

上記、裁判所の判断の傾向と関連し、残された親との交流を継続する（夏休みには子供をシンガポールに連れて行く、ビデオ通話をさせる）等の条件を提示することも重要と考える。

８ DV被害者が子との交流の方法を変更したい場合の司法手続

DV 被害者の場合、加害者との直接的な接触は再被害のリスク（精神的・身体的）を伴うため、裁判所は「安全（Safety）」を最優先に考慮する。

現在の面会交流（Access）の方法が安全ではないと感じる場合、または精神的苦痛が強い場合は、「命令の変更（Variation of Order）」を申し立てることで、方法や条件を修正することが可能である。

（１）具体的な申立方法

上記親権変更の手続と同様。

（２）弁護士を選任の要否

手続は煩雑となるため、自分で行うには難しい手続と思われる。

（３）子との交流の方法の変更についての裁判所の判断の傾向

面会交流についても、子供の福祉であると同時に、DV 加害者であっても子供と交流する権利はある、というのがシンガポール裁判所の考え方である。

もっとも、子供が加害者側の親に会うことに嫌悪感などを示している場合は、子供の精神的な負担も考慮し、どの頻度が良いか等は、相談しながら決定される。

裁判所は、被害者と子供の安全を守るために、以下のような面会条件への変更を検討する。（もっとも DV 被害がある場合は、すでに離婚判決時に以下のような条件での面会交流がアレンジされることとなる。）

- 監視付き面会（Supervised Access）：
場所：家族暴力専門センター（FVSC）や、特定の児童支援センターなど。

内容：専門のソーシャルワーカーが立ち会い、不適切な言動がないか監視する。

- **監視付きの受け渡し (Supervised Exchange) :**
面会そのものは自由でも、子供の受け渡し (Handover) の際に親同士が顔を合わせないよう、第三者の立ち会いのもとで受け渡しを行う。
- **間接的な面会 (Indirect Access) :**
対面ではなく、ビデオ通話 (Zoom/WhatsApp) や手紙、プレゼントの送付のみに制限する。
- **場所の指定:**
公共の監視カメラがある場所など、安全が確保できる場所での受け渡しを指定する。

(4) 外国人被害者に有益な情報

外国人でも受けられるサポートは、上記の通り。

9 弁護士への依頼

(1) DVに詳しい弁護士の探し方

日本人弁護士を探したい場合は、在シンガポール日本大使館においても情報がもらえるが、大使館に行かなくとも、インターネット上でも同様の情報の検索は可能と考える。

日本人弁護士でなくてもいい、という場合は、「Family Law」、「Family Violence」等の検索ワードで、当地の事務所が検索可能である。そこから良質の事務所に辿り着けるかどうかの判断は難しい。

もっとも、DV 案件に詳しいとうたっている（または有名である）弁護士であっても、弁護士の性格、案件の進め方などにおいて、相談者本人との相性もあるため、DV 案件で有名であるから、DV に詳しいからといって、その弁護士が自分にとってベストであるとは限らない。手続は長期化する傾向にあるため、弁護士との相性が悪ければ、案件を進める上でいつかは支障が出てくるであろう。

いくつかの気になる事務所にコンタクトを取り、（相談料は有料でお金はかかるが）実際に相談を行うことで、弁護士の人となりや、自分との相性を見極めて、自分に最も合うと思う弁護士に決めるのが最善と考える。

(2) 日本語対応が可能な弁護士の探し方

上記の通り、シンガポールではすでに、日本人弁護士が多数活動を行っているため、日本人弁護士を探すことは難しくないと思われる。
インターネットで検索するなどして、連絡をとった事務所が、案件対応が難しいと判断した

場合においても、日本人弁護士間にて紹介を行ったりするなど、対応が可能な弁護士に引き継いでくれることも多いため、日本語対応の可能な弁護士を見つけるのは、それほど難しくはないと考える。

（３）弁護士への依頼方法

各事務所によって、受任の方法は異なると考えるが、まずは相談を申し込むことが必要である。

この初回の相談も、事務所により無料、有料等、違いはあるため、各事務所に問い合わせを行い、相談を申し込むと良い。

（４）弁護士費用の相場

弁護士費用に関しては、事務所によって非常に異なるため、平均的な相場を出すのは難しい。

ローカルの弁護士事務所においては、手続ごとに定額制を設定し、比較的リーズナブルな弁護士費用を提示している事務所もあり、そうした事務所は費用に関して不透明なまま進むということは少ないため、費用という面では安心して進められる。

しかし、時間給で請求される弁護士の場合は少し留意が必要である。

離婚訴訟も長期化すれば、数年かかることは日本と同様であり、そうした場合、時間給での弁護士費用の請求が、最終的に数千万円以上となることもある。

時間給の弁護士が悪いということでは決してないが、最終的に提出された請求書を見て、その額に驚愕する、ということがないよう、都度、どれくらいになるのかというのを弁護士に確認しながら進めることが重要である。

（５）リーガルエイド

シンガポールにおけるプロボノの多くは、当地の永住権保持者、シンガポール国籍者に限定している場合が多く、永住権保持者ではない日本人がリーガルエイドを受けることは、比較的難しい。

実施されている無料の法律相談は、国籍を問わず相談を行うことは可能であるが、相談時間は20-30分と比較的短いため、回答は制度の概要等を教えてもらって終わってしまう可能性が高く、当該時間において、すべての相談事項を網羅して回答してもらうことは難しいかもしれない。

Law Society Pro Bono Services (LSPBS)

シンガポール弁護士会が提供する無料法律相談 (Legal Clinic)。

- 対象: シンガポール在住者 (国籍問わず)。
- 内容: 約 20 分間の面談。アドバイスのみで、裁判の代行はしない。
- 日本語対応: 基本的に英語であるが、通訳を同伴するか、相談する前に「日本語の通訳が必要」と伝えておく必要がある。

Community Legal Clinics (コミュニティ・リーガル・クリニック)

各地域のコミュニティ・センター (CC) で開催されている。

- 特徴: 比較的予約が取りやすく、家族法 (離婚、親権、PPO) の相談も可能である。

AWARE (Association of Women for Action and Research)

女性支援の NGO 団体で、DV 被害者向けの無料法律相談 (Legal Clinic) を行っている。

- 特徴: 女性の権利に非常に強く、被害者に寄り添ったアドバイスをくれる。
- 日本語対応: ヘルプラインには通訳サービス (TIS) を利用できる場合があるため、電話口で日本語での相談を希望と伝えてみると良い。

Family Violence Specialist Centres (FVSC)

シンガポール政府が指定する専門センター (PAVE, Trans Safe Centre, Care Corner など) である。

- 内容: PPO の申請サポートや、シェルターの紹介、カウンセリングを無料で行ってくれる。
- 法律面: 社会福祉士 (ソーシャルワーカー) が裁判所の手続を伴走してくれる。

(6) 外国人被害者に有益な情報

上記の通り、日本人でも無料相談が受けられるものがある。

また、実際に弁護士を雇う費用を補助してもらえる制度も以下の通りある。

Family Justice Support Scheme (FJSS)

対象: 外国人でも、「シンガポール人の配偶者がおり、シンガポール国籍の子供がいる場合」は対象になる可能性がある。

内容: 経済的に困窮している場合に、格安 (Modest Means) または無料 (Pro Bono) で弁護士の代理人を依頼できる。

Criminal Legal Aid Scheme (CLAS):

対象: 刑事事件 (DV で逮捕された場合など) で、外国人も一定の審査 (Means Test) を通れば利用可能。

10 在留資格

(1) 外国人被害者が加害者から在留資格取得や更新のための援助が得られない場合の対処方法 (DV被害者のための特別なビザ等を含む)

シンガポールの場合、就業していない配偶者には、Dependent Pass (DP) が発行されるが、こ

れは、主となる VISA 保持者の Employment Pass (EP) に付帯して発行されるものであり、発行の申請も、キャンセルも、EP 保持者が単独で行える。したがって、例えば、EP 保持者である夫が、妻の DP をキャンセルした場合、妻がシンガポールに滞在しうる手段はないのが現実である。

筆者の経験においても、離婚手続が開始したと同時に、夫が妻の DP をキャンセルし、妻が半強制的にシンガポールから退去しなければならなくなったというケースもある。

代替策としては、PPO、メンテナンスオーダー等の裁判手続が係属中、裁判への出廷が必要であることを理由に Immigration & Checkpoints Authority (シンガポール入国管理, ICA) から Special Pass (一時滞在許可) を取得できる場合があり、合法的に滞在し続ける根拠になりうる。

(2) 手続の方法

- ①裁判所や専門センター (PSC) への相談: PPO やメンテナンスの申請を行う際、窓口 (FPC や PAVE など) で「ビザがキャンセルされる不安がある」と伝える。
- ②サポートレターの取得: 裁判所やソーシャルワーカー、または弁護士から、「現在、法的 手続きが進行中であり、本人のシンガポール滞在が必要である」旨のレター (支援手紙) を発行してもらう。
- ③ICA への申請: ICA へ出向き、サポートレターと現在のパス、裁判の受理証明 (iFAMS の控えなど) を提出して申請する。

(3) その他

この Special Pass は、通常、1 ヶ月単位で更新が可能である。裁判が続いている限り、更新を求めることができるが、更新が認められるかは ICA の判断次第であり、確実に更新が保証されているわけではない。

1 1 その他のDVに関する司法手続

(1) 新制度の概要

2025 年の女性憲章改正で導入された新しい制度につき以下述べる。

PPO と同時に、あるいは個別に申請することも可能である。

- No-Contact Order (接触禁止命令): 加害者が被害者に連絡すること、または近づくこと自体を禁止する (電話、SNS、対面すべて)。
- Stay-Away Order (接近禁止命令): 自宅だけでなく、被害者の職場、子供の学校、実家など、被害者がよく行く場所に加害者が立ち入ることを禁止する。
- Mandatory Treatment Order (強制治療命令): 加害者に精神疾患やアルコール

依存などの問題があり、それが暴力の原因であると判明した場合、判事は最長36ヶ月の精神科治療を命じることができる。

- Electronic Monitoring Order（電子監視命令）：再犯リスクが極めて高い場合、加害者にGPS装置（アンクルブレスレットなど）を装着させ、被害者の居場所に近づかないか監視するよう求めることができる。

（2）緊急時のための新しい仕組み

- Emergency Order（緊急命令 - EOR）：これまでは裁判所へ行く必要があったが、新制度では、Ministry of Social and Family Development（社会家族振興省、MSF）が任命したProtector（保護官）が、現場の状況を見て「14日以内の暴力の危険がある」と判断すれば、その場で緊急命令を発行できるようになった。

（3）子供を守るための司法手続き

- Care Order（ケアオーダー） / Supervision Order（監督命令）：子供がDVの危険に晒されている場合、裁判所は子供を「安全な第三者（親族など）」の保護下に置くことや、ソーシャルワーカーによる定期的な家庭訪問を命じることができる。
- Removal Order（退去・隔離命令）：どうしても安全が確保できない場合の究極の手段として、被害者と子供を安全な場所へ移動させる命令を出す。

Ⅲ. DV被害者が他方の親の同意なく子を連れて国外に移動した場合、ハーグ条約等に基づきDV被害者が子と共に元いた国（調査対象国）に帰国する場合について

1 DV被害者が子と共に国外に移動した際、DV加害者である親が取り得る手段

※ 警察への捜索願、誘拐罪での告訴、詳しい弁護士への対応相談、ハーグ手続等

シンガポールから子供が日本などの条約締約国へ連れ去られた場合、残された親がハーグ条約に基づいて行う「子の返還申立」の手続きは、主にシンガポールの国内法である国際的な子の奪取に関する国内法（ICAA）と連動して進められる。

（1）手続きの全体像

手続きは、行政機関（中央当局）を通じた解決と、裁判所を通じた法的強制力の行使の二段階で構成される。

ステップ1：中央当局への申請

まずは、シンガポールの中央当局であるMSF（社会家族振興省）、または移動先の国の中央当

局（例：日本の外務省）に対して申請を行う。

- **中央当局の役割:** 相手国と連携して子供の所在を確認し、可能であれば自発的な返還（話し合いによる解決）を促す。
- **行政支援:** MSF は、裁判所への申請方法やリーガルエイド（法的援助）に関する情報提供も行うが、法的な代理人（弁護士）を務めるわけではない。

ステップ2：シンガポール裁判所での「不法な連れ去り」の宣言

条約を効果的に発動させるために、シンガポールの家族裁判所に ICAA 第 14 条に基づく申請を行う。

- **目的:** 連れ去り行為がシンガポールの法律（監護権の侵害）に照らして「不当（Wrongful）」であったという宣言（Declaration）を裁判所から取得すること。
- **活用:** この宣言書を移動先の国（日本）の裁判所に提出することで、ハーグ条約に基づく返還命令が得やすくなる。

ステップ3：移動先の国での返還申立裁判

子供が現在いる国（日本）の裁判所に対して、返還命令を求める裁判を起こす。

- **返還の原則:** 裁判所は、不法な連れ去りから 1 年以内に手続を開始した場合であれば、原則として子供をシンガポールへ戻すよう命じなければならない。

（2）申請に必要な条件

以下のすべての条件を満たしている必要がある。

- **年齢:** 子供が 16 歳未満であること。
- **居住実態:** 連れ去りが発生する直前に、子供がシンガポールに常居所（Habitual Residence）を持っていたこと。
- **監護権の侵害:** 申請者が、連れ去り時点で子供の監護権（共同親権を含む）を有しており、かつ実際に行使していたこと。

（3）「常居所（Habitual Residence）」の立証

裁判において最も争点になるのが「本当にシンガポールが子供の生活の拠点だったか」という点である。裁判所は以下の要素等を考慮する。

- 子供がシンガポールの学校やコミュニティにどの程度定着していたか。
- 両親がシンガポールに子供を住ませるという共通の意向を持っていたか。

（4）相手方の反論（返還拒否事由）

連れ去った側の親が、以下の主張をし、裁判所がこれを認めた場合等には、裁判所により不

返還の判断がされることがある。

- 重大な危険: 子供を常居所（シンガポール）に戻すことによって子供が身体的または心理的な危害を受け、あるいは耐え難い状況に置かれることになる」と認められる場合。
- 同意または承認: もう一方の親が連れ去りに事前に同意していた、または事後に認めた場合。
- 子供の意思: 子供が十分な年齢と成熟度に達しており、帰還を拒否している場合。
- 1年以上の経過: 連れ去りから1年以上経過し、子供が新しい環境に馴染んでいる場合。

2 DV被害者が連れ去り先の国から元いた国へ帰国することとなった場合に、元いた国（調査対象国・地域）でDV被害者を対象とした刑事手続が開始されているか否かを確認する方法

※ 子を連れ去られた親本人に告訴したかどうかを聞く以外に、確実な情報を入手する手段がないか等

DV被害者がSingpassを持っている場合、警察が事件として立件していれば、自己を対象とした刑事手続が開始されているかを確認することが可能である。

3 DV被害者を対象とした刑事手続が元いた国（調査対象国・地域）で既に開始されている場合に、DV被害者が元いた国へ帰国することとなった場合に刑事手続を止める方法

※ アンダーテイキング・ミラーオーダー、その他の司法上・行政上の手段等

刑事手続が開始された場合、当事者において手続を止める方法は基本的にはない。一旦捜査が開始した場合には、捜査を継続するか、クローズするかは、警察、検察等捜査機関の専権となるためである。

考えうる対応策としては、以下に述べるアンダーテイキング、ミラーオーダーにて、「これ以上の捜査を希望しない」という内容を盛り込むことは可能である。

上述の通り、刑事手続は公権力の行使であるため、アンダーテイキング、ミラーオーダーがあっても、AGC（検察）が「公共の利益」のために捜査、起訴を維持すると判断した場合、最終判断は彼らに専権があるため、理論上それを止めることはできない。もっとも、DVが関係する子の連れ去りの場合はこれに配慮した判断がなされることが推察され、連れ去りをおこなったDV被害者の逮捕のリスクは相当程度軽減されるものと考ええる。

4 DV被害者が元いた国へ帰国することとなった場合に、帰国後の住居や生活費等を確保する方法

※ アンダーテイキング・ミラーオーダー、その他の司法上・行政上の手段等

(1) アンダーテイキング (Undertaking)

アンダーテイキングとは、裁判手続において当事者が裁判所に対して行う「公式な約束・誓約」のことである。

国際的な子の連れ去り事案において、子供が元の国に戻った後の安全や生活基盤（住居費の支払い、生活費の提供、接触禁止など）を担保するために利用が可能である。

(2) ミラーオーダー (Mirror Order)

ミラーオーダーとは、ある国の裁判所が出した命令と「全く同一の内容」を、もう一方の国の裁判所でも正式な命令として発効・登録したものをいう。

文字通り「鏡（ミラー）」のように、他国の裁判所の判断を自国の法的命令として取り込んだものであり、アンダーテイキングの執行力の弱さを補うために活用される。例えば、連れ去りにより子供と転居した国でなされた約束（アンダーテイキング）をシンガポールの裁判所でミラーオーダーとして登録することで、シンガポール国内の法律を用いて直接的に執行できるようになる。（*日本の場合は、日本の裁判所の調停内容について強制執行力をもたせるため、常居所地国の裁判所で、日本で合意した内容と同じ内容の裁判・命令を取得することが検討できる。）

上記、アンダーテイキングとミラーオーダーを活用し、帰国後の住居の確保、生活費、渡航費用などを確保することは可能である。

*シンガポールは、「裁判官間の直接コミュニケーションについての実務指針」により、国を跨いだ裁判官同士が直接対話することを実務として行っており、子供が返還される国において、子供や親を守るための保護措置が利用可能か、アンダーテイキングとミラーオーダーが受諾、執行できるか、または同じ内容の命令（ミラーオーダー）を出せるか等の確認を行っている。

5 その他、DV被害者が元いた国へ帰国することとなった場合に有益な情報

記述した情報と重複するが、帰国後の、身の安全と住居の確保については、以下の方法も検討できる。

- DEO の取得（上述の通り）
- シェルター（保護施設）への入所：
自宅に戻るのが危険な場合、PAVE や AWARE などの支援団体を通じて、政府公認のシェルターを確保することができる。

- 居住地の秘匿：
相手に住所を教えない状態で生活できるよう、裁判所における手続き等にて住所を開示しないまま行うことが可能。

以下は、DV 被害者が安全を確保するための「セーフティ・プランニング」の一環として、住所の秘匿やシェルターの利用を行うことを推奨する MSF の情報である。

URL: msf.gov.sg/what-we-do/break-the-silence

アンダーテーキング、ミラーオーダーにて以下の調整を行う。

- シンガポールに戻った後の最初の 6 ヶ月分の家賃と生活費などを、日本を出国する前に一括で支払わせる、あるいは裁判所の指定口座に預けさせるよう交渉をおこなうなどの調整。
- 滞在許可 (DP、Long Term Visit Pass : LTVP) に関する調整 (申請手続きを行う、キャンセルを行わない)
- 子供の学費に関する調整 (学費の支払いを保証させる)

また、子供や自己の精神的なケア及び証拠の保存を行う。

- 被害者のみならず、子供へのカウンセリング
- 日本にいる間に、カウンセリングや相談、医師の診断などを行った場合、相談記録、診断書などの保管。

IV. その他の関連情報

シンガポール政府公式の相談窓口

National Anti-Violence and Sexual Harassment Helpline (NAVH)

1800-777-0000

もしくは、オンラインによるレポートの提出 [NAVH Reporting Form](#).

訓練を受けた専門の相談員 (カウンセラーやソーシャルワーカー) が以下のサポートを行う。

- **緊急性の判断:** 今すぐ警察が必要な状況か、あるいは一時保護が必要かを判断する。
- **安全計画の策定:** 避難する方法や、持ち出すべき書類のリストなど、具体的なアドバイスの提供を行う。
- **専門機関への紹介:** PP0 の申請をサポートする PSC (保護専門センター : PAVE など) や、一時的に身を寄せるシェルター (保護施設) へ直接つないでくれる。
- **法的情報の提供:** どのような司法手続 (PP0、DE0、メンテナンスオーダー等) が利用可能か、基本的な情報の提供を行う。